

ご意見に対する総務省の考え方

〈家屋関係〉

No.	意見の概要	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>建築費は上昇している一方、収入や消費等の景気が回復している実感は得られていないというような報道がされている。</p> <p>このように建築費と景気の動向が乖離した状況において、価格が据置となった家屋は、特別補正（3%減価）を適用してもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>建築費が上昇する局面において、家屋が経年的に損耗していくにもかかわらず、評価額が上昇し、税負担が増加することは納税者の理解を得にくいこと等を考慮して、価額の据置措置を引き続き講じることとしています。</p>	無
2	<p>木造家屋に係る「物価水準による補正率」が平成27年度基準で0.90であった指定市が、東北地方を除いて0.95に引き上げられているが、補正率が0.95である他の指定市、たとえば広島市や静岡市といった政令指定都市と、今回引き上げられる指定市が同程度の物価水準にあるとは考えづらく、補正率を改正する必要はないのではないのでしょうか。</p> <p>また、補正率を告示案のとおり改正するとしても、標準評点数が軒並み上昇している中で、「物価水準による補正率」まで引き上げられた場合には評価額の著しい高騰を招くため、緩和措置が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>物価水準による補正率については、家屋の資材費、労務費等の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めることとしており、本告示案については、建築物価に関する指標や有識者の意見を踏まえたものとなっています。</p> <p>また、評価額については、在来分家屋の評価について、価額の据置措置を引き続き講じることとしています。</p>	無
3	<p>非木造家屋経年減点補正率基準表の構造別区分において、鉄骨造については骨格材の肉厚で区分されていますが、固定資産評価基準における非木造家屋の部分別「主体構造部」の鉄骨造・軽量鉄骨造の別は、何mmで区分されているのでしょうか。</p>	<p>非木造家屋経年減点補正率基準表においては、鉄骨造（「軽量鉄骨造」含む。）は、骨格材の肉厚の違いにより区分し、年数の経過に応じて生ずる減価が異なることから、当該区分を設けています。</p> <p>非木造家屋の部分別「主体構造部」においては、一般に使用されている資材の種別等により区分し、鉄骨造は「H形鋼」、軽量鉄骨造は「軽量形鋼」を想定資材としており、骨格材の肉厚により区分しているものではありません。</p>	無